

(仮称) 認定こども園壱分こども園整備運営条件について

公私連携幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の整備運営条件は以下のとおりとする。

1. 運営の基本条件

(1) 認定こども園の整備・運営を行う事業者は、学校法人又は社会福祉法人とし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第2項の規定により、本市と協定を締結し、同条第1項の規定による公私連携法人の指定を受けること。

(2) 協定期間は、公私連携法人が決まった後、本市と協議の上決定することとする。

(3) 公私連携法人は、協定締結後、認定こども園法第34条第3項の規定により本市を経由し奈良県知事に公私連携幼保連携型認定こども園の設置届を行うこと。

(4) 法令の遵守

認定こども園法第34条第1項の既定により本市から指定を受けた公私連携法人は、認定こども園法等の関連法令（以下「法令等」という。）、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年奈良県条例第25号）、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年生駒市条例第42号）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）、その他関係法令及び本市と締結する協定を遵守するとともに、教育及び保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。

(5) 運営主体

公私連携法人自らが運営すること。

(6) 円滑な移行準備

公私連携法人は、支障なく開園するため、本市と十分な協議を行い、必要な人材の確保と運営資金等の必要な準備を整えなければならない。

2. 公私連携法人が実施する業務

(1) 認定こども園の整備・管理・運営

(2) 認定こども園法第9条に規定する教育及び保育業務

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業

(4) 「延長保育の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号通知）に規定する延長保育事業

(5) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

(6) その他、公私連携法人が提案し、協議のうえ本市が認めた事業

3. 認定こども園の整備について

(1) 設置・運営主体は民間事業者でありながら、その人員配置や提供される教育・保育など運営に関して本市が指導、助言できる、認定こども園法第34条に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」として整備する。

(2) 壱分幼稚園の運営について

認定こども園は、公私連携法人が現壱分幼稚園敷地（奈良県生駒市壱分町520番地）に設置するものとするが、新園舎建設中も壱分幼稚園は現敷地において、本市が令和9年3月31日まで運営するものとする。

なお、公私連携法人は、令和7年度中に新園舎建設に着手し、令和9年4月1日に開園することとし、本市は、公私連携法人が行う新園舎建設の必要に応じて、壱分幼稚園を運営しながら、令和7年度以降、順次園舎を解体するものとする。

(3) 施設整備の基本的な考え方

自分らしく遊び、学び、生きるための就学前教育・保育の充実のため、施設整備は安全性を第一とすることに加え、園児と教職員が居心地よくリラックスできる空間を整備する。また、園児一人ひとりの成長のために必要な保育室・設備を確保すると同時に、他学年の園児や在園児が通うこととなる小中学校や地域関係者など、多様な人々と交流できる施設整備を進める。

①安心・安全に利用できる施設として全ての園児の遊びや生活におけるリスクに配慮し、見通しをよくし、死角のない施設を目指す。

②園児・保護者にとって魅力ある施設とし、園児の自立心や好奇心を育むことができる施設とする。

③地域と連携した子育て・教育ができる施設とし、近隣の小学校や地域行事と連携するなど、保護者や地域との交流を促進する施設とする。

(4) 認定こども園整備用地

認定こども園の整備用地の概要は次のとおり。

住所	奈良県生駒市壱分町520番地	
用途地域	第一種低層住居専用地域（建蔽率40／容積率60）	
区域区分	市街化区域	
防火地域	建築基準法第22条指定区域内	
景観保全区域	市街地景観区域	
敷地面積	4,328.41㎡	
敷地の内訳	壱分幼稚園用地	面積：4,328.41㎡
	現壱分幼稚園園舎	建築面積：1,175.52㎡
		延床面積：1,242.64㎡

(5) 用地等の貸付について

整備用地は本市の所有とし、協定期間中、公私連携法人に無償貸与する。

(6) 園舎等の整備について

園舎、屋外施設、外構その他認定こども園の運営に必要な施設等整備、施設等整備にあたっての事業認可、建築確認等必要な許認可に係る手続は、本市と協議のうえ公私連携法人が行うこと。また、建築計画を作成する際には建築基準法を準拠の上、現園舎の解体順序等も考慮すること。なお、施設等整備や許認可等に要する費用は、公私連携法人が負担すること。

公私連携法人は、既存施設を活用することも可能であるが、認定こども園として必要な改修を行うこと。

壱分幼稚園の図面について、必要な場合は、実施要領配布期間中に本市に申し出ること（データ・紙媒体共に可）。

(7) 施設整備時の配慮等について

公私連携法人は、認定こども園の整備にあたり、近隣への日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮するとともに、苦情等に対しては公私連携法人の責任において誠意を持って対応すること。必要に応じて工事等に関する説明会を開催し、地域住民からの理解を得ること。ただし、現園舎の解体工事については、本市が対応することとする。

(8) 既存備品等について

現在、壱分幼稚園で使用している備品等のうち、本市と公私連携法人が協議のうえ合意したものについては、開園時に無償譲渡する。

4. 認定こども園の収容人数

次の収容人数を目安に、公私連携法人が提案し、本市と協議のうえ設定すること。

提案にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。

認可定員及び利用定員は、別途関係機関と協議のうえ決定する。

収 容 人 数	幼稚園事業	1号認定	5歳児	35人程度	計 160人程度
			4歳児	35人程度	
			3歳児	15人程度	
	保育事業	2号認定	5歳児	15人程度	
			4歳児	15人程度	
			3歳児	15人程度	
		3号認定	2歳児	12人程度	
			1歳児	12人程度	

		0歳児	6人程度
--	--	-----	------

※令和6年5月1日配置基準参照。各年齢2クラスを必要とする。公示後配置基準等に変更があった場合はそれに適合すること。

5. 必要な人員及び研修

(1) 園長

法令等に定める有資格者を1名配置すること。

(2) 保育教諭

保育教諭の職員数は、アからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた数）及びキ並びにクの必要数の合計人数以上をとすること。

園児の区分	配置基準
ア 満5歳以上の園児	25人につき職員1人
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	25人につき職員1人
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	15人につき職員1人
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	6人につき職員1人
オ 満1歳以上満2歳未満の園児	6人につき職員1人
カ 満1歳未満の園児	3人につき職員1人
キ 障がい児加配保育士	加配として必要な職員数
ク その他	延長保育等実施に必要な職員数

※令和6年5月1日配置基準参照。公示後配置基準等に変更があった場合はそれに適合すること。

(3) 副園長又は教頭を配置するよう努めること。

(4) 主幹保育教諭、養護（助）教諭、事務職員を配置するよう努めること。

(5) 施設型給付費として加算額の対象となる人員の配置については、本市と事前に調整を行うこと。

(6) 給食を自園調理し提供するため必要な調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。

(7) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くこと。

(8) その他の人員を必要に応じて配置すること。

(9) 職員の資質向上を図るため、必要な研修を行うこと。また、本市が行う研修会等に積極的に参加し、相互理解を深めること。

6. 認定こども園の運営

(1) 施設運営の基本的な考え方

生駒市立幼稚園・保育園・こども園教育・保育カリキュラム（令和6年4月改定）に基づき、本市がこれまで培ってきた教育・保育内容を継承するとともに、地域や小学校等との連携や障がい等により支援が必要な園児の受け入れなど、引き続き積極的に取り組む。また、民間独自のノウハウにより保護者ニーズに柔軟に対応することとする。さらに、県や本市が主催する職員研修などに積極的に参加し、安心・安全に配慮した就学前教育・保育の質の向上を図る。

- ①食育の推進やアレルギー対策等、衛生・健康に配慮した運営を実施する。
- ②発達過程に考慮して、保護者にとって子どもの成長が感じ取れる運営を実施する。
- ③地域、周辺保育施設、小学校等との連携を図り、園児の集団性や協同性などの育ちにつなぐ保育を実施する。
- ④事業者がこれまでの経験を活かした特色ある運営の実施に努め、保護者ニーズの多様性に配慮した就学前教育・保育を提供する。

(2) 入所児童について

- ①1号認定子どもの入所判定については、公私連携法人で実施する。ただし、壱分幼稚園の通園区の児童を優先的に入所させることとする。
- ②2、3号認定子どもの入所判定については、他の私立保育所等と同様に本市が実施する。
- ③児童の入所を積極的に行い、児童の障がいその他支援が必要な状態を理由に、入所を拒否しないこと。なお、施設の設備等やむを得ない理由により児童の入所が困難と思われる場合については、本市と公私連携法人が協議したうえで判断するものとする。

(3) 関係機関との連携等

- ①市内の就学前施設・小学校と円滑な連携を図ること。特に近接する壱分小学校とは密に連携して行事等の実施に努めること。
- ②支援を必要とする園児・保護者への対応については、本市担当部局やその他関係機関との連携を図りながら支援を行うこと。

(4) 市からの支援

①職員の採用に係る周知等の協力

広報誌、ホームページ等人材募集にあたり市が活用できるツールを使っただけの周知活動等の協力

②通園バスの運行に係る協力

現在、バス通園している園児への影響を考慮し、開園に間に合うよう運行体制を整えることが困難な場合、市立幼稚園用に運行しているバスを活用する等による協力（運行経費については協議する）

(5) その他の事項

- ①安定的・継続的な運営を図るため、常に教育・保育内容の向上に努めること。

- ②苦情解決責任者を置く等、苦情解決処理の仕組みを整備すること。
- ③施設の適切な管理・運営に努めるとともに、地域住民と良好な関係を保つこと。
また、地域等と連携し、行事等の相互協力に努めること。
- ④本市が行う幼児教育・保育行政等に関する行事等へ参加すること。

7. 給食について

- (1) 調理は、当該園内で行うこととし、全園児に給食を提供すること。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児初第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。
- (2) 必要な栄養量を含有する給食を、安全・安心に提供すること。
- (3) 離乳食、アレルギー児に対する給食（代替食・除去食）、宗教食等個々に配慮した「食」の提供を行うこと。なお、食物アレルギー対応については、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取り扱いを行うこと。
- (4) 給食の提供に必要な設備、備品等については、公私連携法人において整備すること。
- (5) 地産地消の取り組みや安全・安心な食材を確保し、児童や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。
- (6) 子どもの年齢や成長に応じた食育計画を策定し、食育の推進を図ること。

8. 運営経費等

(1) 施設型給付費

- ①子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に基づき算出した額を公私連携法人に支出する。
- ②加算額
人員の配置、実施状況等に応じて加算する。

(2) 事業補助金及び本市支援事業

- ①私立保育所等運営費補助金（特別保育事業分、保育士処遇改善等）を本市の要綱に基づき交付する。
(参考) 令和6年度市単独補助メニュー例示
行事費、給与改善費、園医報酬費、備品充実費等

②保育料の第2子無償化を実施

(3) その他の費用

教育・保育の質の向上のために必要な経費、行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ説明を行い、その同意を得ること。

新たに保護者に負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、本市と協議の上、同意を得ること。

なお、開園前から使用している制服、体操服、制帽その他物品等については、保護者負担を軽減する観点から、原則として開園後も引き続き使用できるものとする
こと。

9. 移行準備に関すること

(1) 保護者説明会等

- ①本市が開催する保護者説明会等への出席の要請があれば、公私連携法人として責任をもって対応できる者を出席させること。
- ②保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

(2) 在園児への配慮等

在園中に運営及び職員が変わることによる在園児への影響が最小限となるよう、壱分幼稚園の教育課程及び指導計画との継続性に十分な配慮を行うこと。

また、現園舎解体から認定こども園開園までは、在園児が引き続き園生活を送れるように本市と協議のうえ、新園舎の仮使用（別紙4「壱分幼稚園のこども園化整備例」の図下段左のような場合）を受け入れること。

(3) 引き継ぎ要員の確保

- ①公私連携法人は、教育・保育の内容及び管理運営業務の円滑な引き継ぎのため、園長予定者、保育教諭等、移行前に引き継ぎを受ける職員（以下、この項において「引き継ぎ要員」という。）を確保し、壱分幼稚園の行事や運営、教育・保育に参画するなどし、引き継ぎを受けるものとする。詳細な引き継ぎ方法については、本市と公私連携法人で協議する。
- ②引き継ぎ要員は、移行後の認定こども園に勤務し、職務に従事すること。
- ③引き継ぎ要員を確保する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間のうち、本市と協議して定めることとし、引き継ぎ要員の確保に係る経費、人件費等の経費は、公私連携法人が負担すること。

10. 報告・評価等

(1) 教育・保育計画の提出

教育・保育に関する全体的な計画書を作成し、各実施年度の前年度3月末までに提出するものとする。

(2) 実績報告の提出

会計年度終了後速やかに、業務報告書、実績報告書、管理・運営に要した経費等の収支決算書を提出するものとする。

(3) 事故、感染症等の報告

教育・保育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに本市及び関係機関へ報告すること。

(4) 帳簿等の保管

公私連携法人は、管理・運営業務にかかる経費内容を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備し当該年度経過後5年間は、これを保存すること。

(5) 調査及び指導

協定に基づき、認定こども園の管理・運営の適正を期するため、市長は、公私連携法人に対してその管理・運営及び経理の状況について定期または必要に応じて報告を求め、若しくは調査し、必要な指導を行うものとする。

1 1. その他

(1) 市議会の承認について

(仮称)認定こども園壱分こども園整備運営事業に際して、必要な条例改正・予算執行等について、生駒市市議会における議決が必要な場合がある。仮に市議会の承認が得られない場合は、事務を停止する場合がある。

(2) 保険

公私連携法人は、認定こども園の管理・運営業務を行うにあたり、公私連携法人の負担において必要な保険に加入するものとする。

(3) 損害等

①認定こども園の管理・運営業務を行うにあたり、公私連携法人に生じた損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、公私連携法人の負担とする。

②認定こども園の管理・運営業務を行うにあたり、公私連携法人が第三者に及ぼした損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、公私連携法人の負担においてその賠償を行うものとする。

(4) 安全・危機管理体制の整備

公私連携法人は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備すること。

(5) 市長は、公私連携法人がこの運営条件に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な教育・保育事業の実施が困難と認めるときは、公私連携法人の指定を取り消すことができる。

(6) 公私連携法人は、認定こども園の運営について、やむを得ない事情により事業を廃止しようとするときは、本市と協議すること。

(7) 上記(5)、(6)の規定若しくはその他の事情により認定こども園の運営ができなくなった場合は、土地を公私連携法人の負担と責任において原状に回復したうえ、本市に返還しなければならない。ただし、本市が原状に回復する必要がないと認めるときは、本市の指示に従うことを条件に、現状のまま返還することができることとし、建築物等が存在する場合は、本市に帰属するものとする。

(8) この運営条件に定めのない事項については、本市と公私連携法人が協議し定める。